特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
27	恵庭市　保育所等における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、保育所等における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	保育所等における保育の実施等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護者の申請を受け、教育・保育の給付に係る支給認定を行う。 ②保護者からの保育所等の利用申込を受け、入所について利用調整を行う。 ③保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 ④事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 ⑤保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 なお、申請、届出等は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能及び北海道電子申請サービスで受領する。
③システムの名称	①子育て支援システム　②団体内統合宛名システム　③中間サーバー ④北海道電子申請サービス　⑤サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
子ども・子育て支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第9の項、127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部　幼児保育課
②所属長の役職名	幼児保育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒061-1498　恵庭市京町1番地　恵庭市総務部情報政策室情報政策課　㈹0123-33-3131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒061-1498　恵庭市京町1番地　恵庭市子ども未来部幼児保育課　㈹0123-33-3131（内線1235）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法　第9条第1項、別表第一の94の項 　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　　第68条	番号法　第9条第1項　別表第9の項、127の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　13、116の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第10条の3、第59条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、155の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅳ8　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11　最も優先度が高いと考えられる対策		3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11　当該対策は十分か【再掲】　　判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行（令和6年10月1日施行）に伴う記載追加